

## 西条市国際交流協会規約

(名称)

第1条 この会は、西条市国際交流協会（以下「協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 協会の事務所は、西条市に置く。

(目的)

第3条 協会は、西条市民一人ひとりが国際交流の担い手となり、国際的な視野を有する人材を育成し、諸外国との相互理解と友好親善を深めるとともに、西条市に暮らす全ての人が協力して、地域の活性化を図ることを目的とする。

(活動・事業の種類)

第4条 協会は、前条の目的を達成するために次の事業を実施する。

- (1) 国際理解活動
- (2) 人材育成活動
- (3) 共生支援活動
- (4) 経済に関する活動

(組織)

第5条 協会は、第3条の目的に賛同する個人及び団体をもって組織する。

(入会)

第6条 会員として入会しようとする個人及び団体は、入会申込書を会長に提出し、会長の承認を得るものとする。

(退会)

第7条 会員は、退会届を会長に提出し任意に退会することができる。

2 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 本人が死亡したとき。
- (2) その他会員として不相当と認められるとき。

(役員等)

第8条 協会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名以内
- (3) 理事 25名以内
- (4) 監事 2名

2 協会に顧問を置くことができる。

3 理事及び監事は、総会において選出する。

4 会長及び副会長は、理事会において互選し、総会で承認する。

5 顧問は理事会に諮り会長が委嘱する。

6 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員等の職務等)

第9条 会長は、協会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠席のときは、あらかじめ会長が定めた順位により、その職務を代理する。

3 理事は、理事会を構成し、協会の主要業務を執行する。

4 監事は、協会の会計を監査する。

5 顧問は、理事会に出席することができる。

(総会)

第10条 総会は、会員をもって構成し、年に1回会長が招集する。ただし、会長が

必要であると認められた場合は臨時に招集できるものとする。

2 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 規約の制定及び改廃
- (2) 事業計画及び収支予算
- (3) 事業報告及び収支決算
- (4) 役員を選任又は解任
- (5) その他協会の運営に関して必要な事項

3 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会)

第11条 理事会は、会長が必要に応じて招集する。

2 理事会は、役員をもって構成する。ただし、監事を除く。

3 理事会は、次の事項について決議する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会で議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他協会の運営及び業務執行に関する重要事項
- (4) 会長及び副会長の互選

(部会)

第12条 協会は、事業活動の運営に当たるため、協会に次の部会を置く。

- (1) 国際理解部会
- (2) 人材育成部会
- (3) 共生支援部会
- (4) 経済部会

(報酬)

第13条 役員等は、無報酬とする。

(経費)

第14条 協会の経費は、会費、補助金、交付金、寄附金及びその他の収入をもって充てる。

2 会長は、毎事業年度終了後1か月以内に事業報告書、収支計算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

(会費)

第15条 会員は、次のとおり定める年額の会費を年度初めに納入しなければならない。

- (1) 個人会員 1口以上 1,000円
- (2) 団体会員 1口以上 10,000円
- (3) 学生会員 1口 500円(高校生まで)

(事業年度)

第16条 協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第17条 協会の事務を処理するため、事務局を西条市国際交流担当課内に置く。

(雑則)

第18条 この規約に定めのない事項は、会長が理事会の議決を経て別に定める。ただし、次の総会に報告し、承認を得なければならない。

(変更)

第19条 この規約は、総会において、出席者の過半数以上の承認がなければ変更で

きない。

附 則

この規約は、平成27年2月16日の理事会の議決の日から施行する。ただし、第10条の規定は、設立総会の議決の日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年5月30日から施行する。